

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [選挙活動](#) | [選挙活動の基本](#) 3 [違反をしない選挙活動を行うために](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 選挙活動の基本 3 違反をしない選挙活動を行うために

## 政治活動と選挙活動の法律（ルール）の違いを知ろう！

政治活動と選挙活動の法律上の違いは「三点」あります。

1. 定義（目的）が違う。
2. 運動の期間に違いがある。
3. 行為ではなく趣旨（目的）が問われる。

### 1. 定義（目的）が違うとは

- ① 選挙活動は、自分が支持する候補者を当選させるために「選挙運動の三要素」を実践する行為です。
- ② 政治活動とは、政治課題を解決するため、大多数の国民の支持を得て、政党や政治家に働きかける、選挙活動以外のすべての行為です。ということが言えます。

### 2. 運動（活動）の期間に違いがあるとは

- ① 選挙活動（運動）は期間が限定されています。例えば、参議院選挙は17日間、衆議院選挙は12日間、市会議員選挙は7日間、というように。この決められた日数・日程以外では選挙活動は禁止されています。
- ② 政治活動には、期間の限定はありません。基本的には、一年中「政治活動」は出来ます。ただ、各級議会議員の選挙期間中は政治活動と選挙活動が似通っている関係もあり、また選挙では文書図画は規制されますので選挙期間中の政治活動はやらないようにします。

### 3. 行為ではなく趣旨（目的）が問われるとは

日常の生活で、友人・知人等の家庭を訪問することは多々あることで、何の問題もありません。しかし選挙目的で、自分の支持する候補者の当選を図るため家庭を訪問して投票の依頼を行うことは「戸別訪問」ということで禁止されています。

したがって、

- ① 選挙期間中に「戸別訪問」をすれば、戸別訪問の禁止（選挙法第138条）となり違法行為となりますから検挙されます。また、「戸別訪問」は、選挙期間以外でも禁止されていますから、選挙期間中以外に「戸別訪問」をすれば、事前運動として禁止行為となり検挙されます。
- ② 政治活動にはこのような禁止事項はありません。ただ、選挙活動を行っているときみなされないように留意することが必要です。

後援会活動は「法的に認められている」政治活動です。

実際の活動では、この後援会活動（政治活動）と選挙活動が混同され、理解不十分で、政治と選挙活動が区分されないままの状態で開催されることがあります。この点に留意が必要です。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**